

特許権	判決年月日	令和4年4月21日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和3年(ネ)第10022号		
○ 特許権侵害訴訟の控訴事件において、被告方法等の構成は本件特許発明の技術的範囲に属さないから本件特許権を侵害しないと判断して、原判決のうち一審原告の請求を一部認容した部分を取り消し、一審原告の請求を棄却した事例。				

(事件類型) 特許権侵害損害賠償

(結論) 原判決一部取消

(関連条文) 特許法29条2項、70条

(関連する権利番号等) 特許第3254422号

(原判決) 東京地裁平成29年(ワ)第24942号 (令和3年1月20日言渡し)

判 決 要 旨

1 事案の概要

(1) 一審原告は、「ウェブページ閲覧方法およびこの方法を用いた装置」の特許第3254422号(本件特許)の特許権者である。本件特許発明は、インターネットにアクセスするユーザの発信地域を判別することにより、ユーザの発信地域ごとに異なるWebデータの送信が可能なWebページ閲覧システムを提供することを目的とする発明である。

一審被告は、自ら運営するウェブサイト「Yahoo! JAPAN」(被告ウェブサイト)に広告を表示するに当たり、「地域ターゲティング広告」のサービスを提供し、広告料金収入を得ている。同サービスは、被告ウェブサイトに接続しているユーザの「関連地域」を判別し、当該地域に適した広告を表示するものである。

(2) 一審原告は、一審被告が上記サービスを提供するに当たって用いている方法及び装置(被告方法等)が本件特許の請求項1及び6に係る発明(本件各発明)の技術的範囲に属する旨主張して、損害賠償及び/又は不当利得返還を求めた。

原審は、損害賠償及び/又は不当利得返還請求を元本約10億3000万円の範囲で一部認容した。

当事者双方は、敗訴部分を不服として控訴した。

(3) 本判決は、下記2のとおり理由により、一審原告の請求には理由がないとして、一審被告の控訴に基づき、原判決中の一審被告の敗訴部分を取り消して同部分につき一審原告の請求を棄却し、一審原告の控訴は理由がないとして、これを棄却した。

2 充足論について

(1) 本件特許請求の範囲の請求項1の記載は次のとおりである(なお、請求項6の記載は、方法の発明ではなく装置の発明である点においてのみ異なり、他の点では実質的に同一である。)

1 A 通信ネットワークを介して、ウェブ情報をユーザ端末に提供するウェブ情報提供方法において、

1 B 1 ユーザ端末に接続されたアクセスポイントが該ユーザ端末に割り当てた前記アクセスポイントの I P アドレス、および I P アドレスと アクセスポイントに対応する地域 とが対応した I P アドレス対地域データベースを用いて、

1 B 2 前記ユーザ端末に割り当てられた I P アドレスを所有する アクセスポイント が属する 地域 を判別する第 1 の判別ステップと、

1 C 前記判別された地域に基づいて、該地域に対応したウェブ情報を選択する第 1 の選択ステップと、

1 D 前記選択されたウェブ情報を、前記 I P アドレスが割り当てられたユーザ端末に送信する送信ステップと、

1 E を有したことを特徴とするウェブ情報提供方法。

- (2) 上記構成要件 1 B 1 及び 1 B 2 の各下線部（「アクセスポイントに対応する地域」等）の技術的意義について検討する。

「アクセスポイント」はインターネットやパソコン通信のホストにアクセスするために各地に設けられるモデム等の接続点を意味し、「属する」とは「範囲内にある」という意味であるから、文言上、「アクセスポイントが属する地域」とは、「アクセスポイントという接続点が設置された各地点がその範囲内にある一定の地域」と解釈される。そして、特許請求の範囲の記載に加えて、本件明細書等の記載並びにインターネット接続に関する本件出願時の技術常識を踏まえると、本件各発明における「アクセスポイント」は、ダイヤルアップ接続を前提として、複数の I P アドレスを所持し、そのうちの一つを、接続され認証されたユーザ端末に対して割り当てる装置（サーバ）の所在場所であると認められる。

以上によれば、本件各発明は、①アクセスポイントは一定の範囲の連続する I P アドレスを所持していること、②アクセスポイントに接続するユーザ端末は、同端末が存在する地域と同じ地域に所在するアクセスポイントに接続することが一般的であること、③アクセスポイントは、接続されたユーザ端末に、所持する I P アドレスを一つ割り当てること、というインターネット接続の基本的な仕組みに関する技術的事項を前提とした上で、本件特許出願当時には、一般ユーザのインターネット接続方式はダイヤルアップ接続がほとんどであり、ダイヤルアップ接続においては、ユーザの発信地域以外の地域にあるアクセスポイントに接続することが可能であるものの、同方式によるユーザは、電話料金を抑えるため、自分のいる場所から市内通話料金（単位料金区域）内の最寄りのアクセスポイントにアクセスして接続を行うことが通常であり、各アクセスポイントはそのアクセスポイントの近傍からアクセスしてきたユーザにそのアクセスポイントが所持する I P アドレスを付与していたことを踏まえ、ダイヤルアップ接続を前提として、出願当時、ダイヤルアップ接続においては、I S P は

日本全国に多数のアクセスポイントを設置していたため、アクセスポイントは一定の地域性を有していること、ユーザは単位料金区域内の最寄りのアクセスポイントに接続するのが通常であることから、ユーザ端末はアクセスポイントの設置された地点の近傍に所在する蓋然性が高いという経験則があることを利用して、そのアクセスポイントの設置場所の近傍をユーザが所在する地域と想定することによって、ユーザの所在する地域に対応した地域情報のある程度の確率で提供することができるという技術的思想に基づくものと認められる。

そうすると、「アクセスポイントに対応する地域」等とは、「アクセスポイントの設置されている地点とその近傍の一定の地域」と解釈するのが相当であり、また、「近傍の一定の地域」とは、原則として、ダイヤルアップ接続を前提として、同一の市内通話料金で通信することができる地域、すなわち単位料金区域を指すものと解するのが相当である。

- (3) 被告方法等の構成は、次のとおりのもものと認められる。【原判決のウェブ公開版より】
- 1 a インターネットを介して、地域ターゲティング広告および天気予報（ホームページ）をユーザのパーソナルコンピュータ（ルータを含む）（以下、ユーザPC等という）に提供する情報提供方法において、
 - 1 b 1' ユーザPC等からインターネットへの接続要求があったときに、当該ユーザPC等に割り当てられたIPアドレス、及び、●省略●を用い、
 - 1 b 2' 前記ユーザPC等に割り当てられたIPアドレスから、●省略●に照らして関連地域を判別する第1の判別ステップと、
 - 1 c 前記判別された地域に基づいて、該地域に対応した地域ターゲティング広告または天気予報を選択する第1の選択ステップと、
 - 1 d 前記選択された地域ターゲティング広告または天気予報を、前記IPアドレスが割り当てられたユーザPC等に送信する送信ステップと、
 - 1 e' 上記構成1 a から1 dを有したことを特徴とする地域ターゲティング広告を提供する方法。

- (4) 被告方法等の構成要件1 B 1等及び1 B 2等充足性

上記(3)によれば、被告方法等は「アクセスポイントの設置場所及びその近傍の地域」を判別するものではないから、「IPアドレス」と「アクセスポイントに対応する地域」（アクセスポイントの設置場所及びその近傍の地域）とが1対1に対応するデータベースなど用いておらず、また、「アクセスポイントが属する地域」（アクセスポイントの設置場所及びその近傍の地域）を判別してもいないと認められ、被告方法等の構成は、本件各発明の構成要件を充足しないというべきである。

以上